

国家戦略・プロフェッショナル検定
「食の6次産業化プロデューサー（食Pro.）」
レベル認定委員会 設置要領

令和2年4月1日
一般社団法人 食農共創プロデューサーズ

(趣旨)

第1　国家戦略・プロフェッショナル検定「食の6次産業化プロデューサー（食 Pro.）」に係るレベル認定およびプログラム認証等の推進を目的として、「食の6次産業化プロデューサー レベル認定委員会」（以下「レベル認定委員会」という。）を設置する。

(レベル認定委員会の事務)

第2　レベル認定委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) レベル判定、レベル認定、プログラム認証結果の報告受理
- (2) 審査結果の検証、臨機の面接試験立ち合いによる認定認証内容の監査
- (3) プログラム認証基準、「できる」評価基準の検討、作成
- (4) 認定審査員の任命
- (5) 認定審査員講習プログラムの承認
- (6) 認定審査員講習テキストの承認
- (7) 認定審査員への「できる」判定審査、プログラム認証の付託
- (8) 食の6次産業化プロデューサー（事務局）への「わかる」判定審査の付託
- (9) レベル6認定審査
- (10) レベル4、5の更新に係る審査、判定
- (11) その他レベル認定に関わること

(委員)

第3　レベル認定委員会は、有識者等により構成する。

2　委員の任期は、原則として1年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4　レベル認定委員会に委員長を置く。
2　委員長は委員会で協議の上、決定する。
3　委員長は、会務を総理し、レベル認定委員会を代表する。

4 委員長は、事故等に備え、あらかじめその職務を代理する者を定めることができる。

(組織・運営)

第5 レベル認定委員会は、原則として段位認定および制度検討に係り、年4回開催することとし、委員長が招集する。ただし、委員長と食の6次産業化プロデューサー（事務局）が必要と認めた場合、臨時に委員会を招集できる。

2 レベル認定委員会の議事は、多数決によるものとし、賛否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6 レベル認定委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求める意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。

(レベル認定委員会の公開及び公表)

第7 レベル認定委員会は非公開とし、議事は非公表とする。

(庶務)

第8 レベル認定委員会の庶務は、食の6次産業化プロデューサー（事務局）において処理する。

(雑則)

第9 この要領に定めるもののほか、議事の手続その他必要な事項は、レベル認定委員会が定める。

附 則

この要領は、決定の日から施行する。